

# 台風第19号に伴う被害への 支援制度をお知らせします

各種支援制度をお知らせします。支援制度は、随時変更・追加される場合があります。各担当部署に確認のうえ、利用ください。

## り災証明書・り災届出証明書

**受付時間** 8時30分～17時15分(土)(日)(祝)を除く

**受付場所** 税務課固定資産税係  
(市役所本庁舎1階4番窓口)

**持ち物**

- ① 本人確認ができるもの(運転免許証など)
- ② マイナンバーが分かるもの
- ③ 被害状況が分かる写真

**問** 税務課固定資産税係

☎3555-15934

## 災害援護資金の貸付

災害により負傷または住居、家財の損害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

**対象者** 以下に該当する方

- ① 世帯主が負傷し、その療養に要する期間が1カ月以上
- ② 家財などの3分の1以上の損害
- ③ り災証明書により住宅の全壊、大規模半壊または半壊

**所得制限** 有り

**利率** 年1.5%(連帯保証人がいる場合は無利子)

**申込期間** 令和2年1月31日まで

**償還期間** 3年間据置後、7年で償還

**受付場所** 生活福祉課  
(毛番館庁舎1階5番窓口)

**問** 生活福祉課総務係

☎364-11131

## 住宅の応急修理

一部損壊(準半壊)、半壊、大規模半壊と判定された住宅で、引き続き住むための日常生活に必要な最低限の応急的修理を行います。該当する方は、相談ください。

**対象範囲** 屋根などの基本部分、ドアなどの開口部、上下水道などの配管・配線、トイレなどの衛生設備の日常生活に必要で欠かすことのできない部分であつて、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施します。

なお、修理業者に支払いを済ませてしまうと、対象になりませんので、ご注意ください。

**限度額** 一部損壊(準半壊) 30万円  
半壊、大規模半壊 59万5000円

**受付時間** 8時30分～17時15分(土)(日)(祝)を除く

**受付場所** 定住促進課  
(毛番館庁舎2階)

**問** 定住促進課指導係

☎364-11126

## 被災者相談窓口を 開設しています

台風第19号で被災した方に対する相談窓口を開設しています。

**相談内容** 災害見舞金、災害援護資金貸付などの生活相談に関すること。

**受付時間** 8時30分～17時15分(土)(日)(祝)を除く

**受付場所** 生活福祉課  
(毛番館庁舎1階5番窓口)

**問** 生活福祉課 ☎364-11131

## 災害見舞金

**対象者** 住家に床上浸水以上の被害があつた方

**支援額** 50,000円

**受付時間** 8時30分～17時15分(土)(日)(祝)を除く

**受付場所** 生活福祉課  
(毛番館庁舎1階5番窓口)

**持ち物**

- ① り災証明書
- ② 振込口座の写し
- ③ 印鑑

**問** 生活福祉課総務係

☎364-11131

## り災商店等再生支援金

**対象者** 中小企業者・個人事業主が営む商店などで、建物浸水と判定され、商店などを補修し事業を再開している方

**支援内容** 商店などの再開に要した建物の補修費、工事費などの一部を支援(備品は対象外)

**支援額** 上限100,000円

**受付時間** 8時30分～17時15分(土)(日)を除く

**受付場所** 商工港湾課  
(吉番館庁舎2階)

### 持ち物

- ① り災証明書
- ② 再開に要した費用を証する書類(補修・工事の領収書など)
- ③ 振込口座の写し(事業所または主たる事業者名義)
- ④ 直近の年度の確定申告書の写し
- ⑤ 会社の場合は法務局発行の現在事項全部証明書
- ⑥ 印鑑

問 商工港湾課商工係

☎ 364-11124

## 税金・保険料などの減免

市・県民税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、下記「対象」に該当する場合、災害を受けた日以後に納期限が到来する平成31年度(令和元年度)分の税金・保険料を減免します。

税・保険料	対 象	問い合わせ先
市・県民税	住家または家財の30%以上の損害を受けた場合	税務課市民税係 ☎ 355-5914
固定資産税	住家の20%以上の損害を受けた場合	税務課固定資産税係 ☎ 355-5934
国民健康保険税	後日、対象となる方にご連絡します	保険年金課保険総務係 ☎ 355-6497
後期高齢者医療保険料		保険年金課医療係 ☎ 355-6519
介護保険料		長寿社会課介護保険係 ☎ 364-1204

## 医療費・利用料などの減免

障がい福祉サービスなどの利用者、国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者、介護保険の利用者、災害に係る水道料金について、下記「対象」に該当する場合、医療費・利用料などを減免します。

制 度 名	概 要	対 象	問い合わせ先
障がい福祉サービスなど	障がい福祉サービスなどの利用者負担額を免除 ※令和2年1月末までに利用したもの	住居に床上浸水以上の被害があった方など ※後日、対象者に連絡します	生活福祉課障がい者支援係 ☎ 364-1131
塩竈市国民健康保険	窓口負担額(一部負担金)を全額免除 ※令和2年1月末までの診療・調剤・訪問看護分		保険年金課給付年金係 ☎ 355-6503
後期高齢者医療制度	窓口負担額(一部負担金)を全額免除 ※令和2年1月末までの診療・調剤・訪問看護分		保険年金課医療係 ☎ 355-6519
塩竈市介護保険	介護保険対象の利用者負担金を全額免除 ※令和2年1月末までに利用したもの		長寿社会課介護保険係 ☎ 364-1204
上下水道料金の減免	台風第19号の被害により、後片付けなどに使用した上下水道料金を減免	床下浸水以上の被害があった方 ※り災証明書を添えて、水道部お客様センター窓口での申請が必要	水道部業務課料金係 ☎ 364-1415